

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する意見書

昨年3月11日に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から1年余りが過ぎたが、被災地では、大震災からの早期復旧・復興のため、大量に発生したがれき等の災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が喫緊の課題となっている。このため、国は、岩手、宮城両県の災害廃棄物の広域処理への協力要請を行い、各地において受け入れのための取り組みが始まっている。

一方で、災害廃棄物の放射性物質による汚染とその安全性を危惧する意見が全国各地で寄せられ、本県においても、県議会議長に対し、受け入れに反対する要望等がなされている。

このように、住民や市町村等は、災害廃棄物の処理に協力することは大切であるという思いと、災害廃棄物の安全性に対する不安との板ばさみになっている状況である。

災害廃棄物の広域処理に当たっては、住民の理解と協力が不可欠であることから、国の責任において、住民の不安を払拭しながら、市町村等が将来にわたって安心して受け入れられる環境整備が必要である。

よって、国におかれては、科学的知見に基づく放射性物質による影響を検証し、災害廃棄物処理の安全性の確保並びにこれらに伴う十分な財政的措置を講ずるべきである。さらに、万一、受け入れ後、環境被害や風評被害が出た場合の国の具体的な責任のとり方など、国みずからが住民、市町村等の理解を得られるよう積極的かつ丁寧な説明と対応を行うことも必要である。今回の災害廃棄物の処理に関しては、これまでにない大震災であることから、被災自治体の支援という立場だけではなく、国が主体となって各省庁一丸となり、迅速かつ適切な処理を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年4月19日

熊本県議会議長 馬場成志

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様
財務大臣	安住淳様
環境大臣	細野豪志様
復興大臣	平野達男様
東日本大震災総括担当大臣	平野達男様